

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

2022年7月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。



Special feature

懲戒として減給処分を行う際の注意点
法令で求められている職場環境の整備
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 概要
中小企業投資促進税制
職場適応援助者助成金
経営者の個人保証
M & A 譲渡し情報



懲戒として減給処分を行う際の 注意点

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

先日、従業員が会社のパソコンを電車の中に置き忘れ、紛失しました。会社の機密情報や個人情報等は含まれていなかったため、事なきを得ましたが、会社としては就業規則に従い、懲戒として減給の処分にするを考えています。



社労士

情報の流出がなかったことは不幸中の幸いでしたね。減給の処分については、本人の弁明を聞いた上で、過去に同様の事案があった際の取扱い等とも比較して、処分内容が相当かを確認してください。



承知しました。減給の範囲として、確か平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金支払期における10分の1を超えることができないという定めがあったと思いますが、この平均賃金の計算はどの時点で計算すればよいのでしょうか。



平均賃金は、原則として事由の発生した日以前3ヶ月の間に、その従業員に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額になります。今回の算定事由が発生した日とは、会社が減給処分を従業員に伝えた日(減給の意思が従業員に到達した日)になります。



なるほど。パソコンを置き忘れた日ではないのですね。



はい。平均賃金の計算の際、実務的には直前の賃金締切日から遡って3ヶ月の間を用品います。基準とする日が異なることで、金額に誤りが発生するので、注意してください。ちなみに、1つの事案に対して数ヶ月に亘って減給処分をしたいという話を聞きますが、減給は「総額が10分の1を超えることができない」となっていることもあり、労働基準法上はこのような対応はできません。一方、役員や公務員は労働基準法が適用にならないため、1つの事案に対して数ヶ月に亘る処分も可能です。



そうでしたか。平均賃金の1日分の半額の金額は、想像していたよりも低かったため、3ヶ月程度を対象にしたいと思っていました。これはできないということですね。もう1点賞与の時期なので、給与(月給)ではなく賞与から減給を行いたいのですが、できるでしょうか？



賞与で減給を行うこともできます。その際、減給を賞与で行うことが、就業規則に明記されていること、そして、減給の金額も1回の額が平均賃金の1日分の半額、賞与総額の10分の1を超えることができないことの2点に注意してください。

ONE POINT

- ① 平均賃金の算定事由が発生した日とは、減給の意思が該当する従業員に到達した日をいう。
- ② 減給の処分は、1事案について複数月に亘って行うことはできず、1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1の範囲内となる。

法令で求められている 職場環境の整備

この季節は、これまで以上に熱中症への対策が求められています。安全衛生の観点から職場環境の整備は重要であり、事務所（事務室）内の温度においても適切な設定にすることなどが、法令で定められています。そこで今回は、職場環境に関して守らなければならない基準を確認しておきましょう。

1. 事務所の室温・湿度

労務管理に関しては、労働基準法や労働安全衛生法など様々な法令がありますが、職場環境や衛生等については事務所衛生基準規則や労働安全衛生規則で定めがなされています。

[冷房]

事務所を冷房する場合は、事務所の気温を外気温より著しく低くしてはならない。

[暖房]

事務所の気温が10度以下の場合は、暖房する等の適当な温度調節をしなければならない。

[室温・湿度]

空気清浄や温度、湿度を調整する空気調和設備（いわゆる「空調」）がある場合は、事務所の気温が18度以上28度以下および相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならない。

室温については、2022年4月より「17度」から「18度」に変更となっています。室温や湿度は体感で調整することが多いかと思いますが、実際に事務所の温度等がどのようになっているのか、この機会に確認してみるとよいでしょう。

2. 照度

部屋の明るさは、現状、表1のとおり、作業の区分に応じて基準が設けられています。

表1 現在の照度

作業区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

この基準が2022年12月より、表2のように変更となります。

表2 2022年12月1日以降の照度

作業区分	基準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業※	150ルクス以上

※資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当する。

表2の「一般的な事務作業」は表1の「普通の作業」に相当するものです。照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、全企業に適用されます。

コロナ禍で在宅勤務を実施している企業もあるかと思いますが、自宅での業務は、その環境について従業員任せになりやすいですが、自宅での業務においても室温や照度、作業姿勢等について適切な対応をすることが必要になります。

【事業概要】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む**革新的サービス開発**・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、**[回復型賃上げ・雇用拡大枠]** **[デジタル枠]** **[グリーン枠]**を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。

補助上限	一般型 [通常枠]	750万円～1,250万円(※)
	[回復型賃上げ・雇用拡大枠]	750万円～1,250万円(※)
	[デジタル枠]	750万円～1,250万円(※)
	[グリーン枠]	1,000万円～2,000万円(※)
	グローバル展開型	3,000万円

※従業員規模により補助上限の金額が異なります。

補助率	一般型 [通常枠] 1/2	小規模事業者等 2/3
	[回復型賃上げ・雇用拡大枠]	2/3
	[デジタル枠]	2/3
	[グリーン枠]	2/3
	グローバル展開型 1/2	小規模事業者等 2/3

補助要件 【基本要件】以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額 +3%以上/年
- ・給与支給総額 +1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金≥地域別最低賃金+30円

※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。詳細は、「4. 補助対象事業の要件」をご参照ください。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）。

【公募期間】

公募開始：令和4年5月12日（木） 17時～

申請受付：令和4年5月26日（木） 17時～

応募締切：令和4年8月18日（木） 17時

- 本事業の過去の締切回において不採択となった事業者の方は、**1次締切に再度応募いただくことが可能**です。ただし、要件等が変更となっていますので、ご注意ください。なお、1次締切分の採択発表は、令和4年10月中旬頃を予定しています。
- **1次締切後も申請受付を継続**し、令和4年度内に複数回の締切を設け、それまでに応募のあったものを審査し、随時採択発表を行います（予定は変更する場合があります）。

その他の償却（中小企業投資促進税制）

民間投資の促進のために設けられた制度として、「**中小企業投資促進税制**（中小企業者等が機械等
を取得した場合等の特別償却法人税額の特別控除）」があります。中小企業者等（特定中小企業者）
が一定の設備を取得した場合に、**取得価額の100%相当額の特別償却（即時償却）、または取得価
額の10%相当額の税額控除**（資本金3000万円超の法人は取得価額の7%相当額の税額控除）
を選択適用することができます。中小企業投資促進税制の概要は次のとおりです。

適用事業者	次の2要件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記対象設備を一定の事業（※1）の用に供する青色申告者 ・ 中小企業者（資本または出資の金額が1億円以下の法人。資本を有しない法人のうち常時使用する従業員が1000人以下の法人。従業員1000人以下の個人事業者）又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合
内容	次のいずれかを選択適用（上限：税額の20%） <ul style="list-style-type: none"> ・ 初年度100%の特別償却（即時償却） ・ 税額控除 <ul style="list-style-type: none"> 資本金3000万円未満の法人：取得価額の10% 資本金3000万円超の法人：取得価額の7%
対象設備	機械、装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ すべて（1台160万円以上） 測定工具および検査工具、試験または測定機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資するもので、1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの ・ 取得価額の合計額が120万円以上であるもの（1台又は1基の取得価額が30万円未満であるものを除く） ソフトウェア（※2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの ・ その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの 貨物自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5トン以上 内航船舶
適用期間	2023年3月31日まで

（※1）中小企業投資促進税制の指定事業

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道

職場適応援助者助成金

企業在籍型職場適応援助者による支援

1. 概要

「職場適応援助者助成金」のうち企業在籍型職場適応援助者による支援は、職場適応援助者により支援体制の社内整備を進める事業主が、自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる場合に助成するものです。

対象者

以下の対象障害者の職場適応のために、地域センター※1が作成または承認する支援計画で必要と認められた支援を企業在籍型職場適応援助者に行わせた場合に、**職場適応援助者ごと**に申請事業所（雇用保険適用事業所）における**支援計画1回に限り、助成金を支給**します。

※1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター

<対象障害者>

次の（1）～（4）のすべてに当てはまる方

（1） 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者 ② 知的障害者 ③ 精神障害者 ④ 発達障害者 ⑤ 難治性疾患のある方 ⑥ 高次脳機能障害のある方 ⑦ ①～⑥以外の障害者であって、地域センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方

（2） 常用雇用労働者（1年超の雇用が見込まれる雇用保険被保険者等）である方※2

（3） 当該対象障害者のための支援計画※3がある方

（4） 本助成金のうち訪問型職場適応援助者による支援対象者として現に支援されていない方

※2 （2）の外、精神障害者であって、1週間の所定労働時間が15時間以上の方を含みます。

※3 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者としての就労を継続するための支援に関

する支援計画は除きます。

<支給対象となる企業在籍型職場適応援助者による支援内容>

支援計画に基づく対象障害者の職場適応を図るための①～④の支援

- ① 支援対象障害者と家族に対する支援
- ② 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
- ③ 関係機関との調整
- ④ その他の支援（地域センターが必要と認めて支援計画に含めた支援）

2. 支給額

◆支給額は①と②の合計です。

①「支給額」に示す対象障害者1人あたりの月額に、支援計画に基づく支援が実施された月数※1を掛けた額

対象障害者		支給額（1人あたり月額）			
障害の種別	雇用形態				
精神障害者 ※H30.4.1以降の 支援から適用	短時間労働者以外の者	中小企業	12万円	中小企業以外	9万円
	短時間労働者※5	中小企業	6万円	中小企業以外	5万円
精神障害者 以外	短時間労働者以外の者	中小企業	8万円	中小企業以外	6万円
	短時間労働者※5	中小企業	4万円	中小企業以外	3万円

※1 支給対象期間といい、6か月を上限とします。実施する支援の回数（月平均5回以上）や対象障害者の出勤割合（6割以上）などの条件があります。

※2 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満の労働者をいいます。

② 企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の終了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

ガイドラインの3要件

満たしていかなくても外せる!?

経営者の個人保証

中小事業者が金融機関から融資を受ける際に個人保証を求められる慣行について、中小企業庁は「今の世代で断ち切る」との強い意欲を示している。国はこれまでも経営者の個人保証を外すよう金融業界に働きかけてきたが、その効果は十分ではない。融資について定めた現行の「ガイドライン」では個人保証を外す際の3つの要件が定められている。この3要件をクリアできないケースでの対処方法を探ってみた。

事業融資では経営者保証を求められるケースが圧倒的に多い。政府系金融機関の「新規融資に占める経営者保証に依存しない割合」は2020年度の実績で平均38.1%。その内訳は商工組合中央金庫が84.4%と高い割合であるのに対し、中小事業者が多く利用する日本政策金融公庫では34.1%にとどまっている。新規融資件数は商工中金が4

万6407件であるのに対して、政策金融公庫は54万6064年にのぼる。その6割以上の融資で個人保証が外されていないわけだ。政府系金融機関による新規融資のうち6割が保証付きの状態だが、民間金融機関に至ってはさらにシビアで、8割がいまだに保証を必要としている。それでも、保証を必要としない融資の割合は8年前と比べると大幅に増えているという。

人保証の解除を検討すべきケースをまとめた金融機関向けの指針だが、中小事業者にとっても参考になる部分は多い。金融機関に保証解除を持ち掛けることが可能な状況が見えてくるためだ。

ガイドラインでは金融機関が個人保証の解除を検討すべき要件として、①法人と経営者の資産関係が明確に区分・分離されていること、②返済能力に問題のない財政基盤があること、③財務状況を適時適切に開示する経営の透明性が確保されていること――の3つを挙げている。これらの条件を満たす事業者は、金融機関にとってリスクが低いということだ。

融資を受け付ける事例が増えつつある。

要件を満たしていかなくても「保証解除」となったケースを紹介しよう。中企庁が作成した「ガイドライン利用事例集」によると、工場の生産ラインに用いるタンクを製造しているA社には、代表者と後継候補の専務に対する貸付金があり、法人と個人の資産についても明確に区分できていなかった。しかし、現経営者については保有株式の譲渡金で返済するとともに、新経営者に10年かけて返済させるという実行可能性の高い計画書を金融機関に提出したことで、無保証融資を受けることができたという。融資申込の時点で一部の要件を満たしてはなくても、将来的に3要件をクリアできることを示せる事業者であれば、保証なしの融資を受けられることが可能なケースもあるわけだ。

また、決算資料の情報開示が不十分で、かつ製品管理が不十分だった工業用ガラス・石英ガラス材料の加工業者B社が、経営者保証を外せたケースもある。決算書に表れている数字だけ



氏は、「財務改善が道半ばの事業者は無理に保証解除を求めない方が無難。その場合は、経営者の負担を少しでも減らすための選択肢として、保証金額の減額の申し込みを検討すべき」とアドバイスする。仮に借入額が5千万円で、所有する不動産の担保評価額が3千万円であれば、差額の2千万円分だけを個人保証とすることも可能だという。

ガイドラインでは、個人保証の解除を検討すべき要件として「返済能力に問題のない財政基盤」を挙げているが、どの程度の資金力があれば十分といった具体的な指針はなく、実務上は金融機関の判断次第となってしまうことは否めない。ただ、事業規模にかかわらず、業績好調で今後も安定成長が見込める事業者であれば、保証解除を交渉して問題ないだろう。

その一方、赤字で資金繰りが厳しい事業者や、黒字でも今後は資金不足となる見通しのため融資を必要としない事業者は、保証解除を依頼すると融資を受けられなくなるおそれがある。

この点について銀行取引コンサルタントの上田真一

個人保証を外すことができれば経営者の負担が軽減されるのは間違いないが、保証解除にこだわったために融資を受けられなくなってしまうのは意味がない。財務基盤や法人・個人の資産分離などに自信がない場合は、事業の将来性をアピールするなど他の部分でカバーして保証を外すか、あるいは保証を甘んじて受け入れることで融資を引き出すというスタンスが必要となりそうだ。

銀行

銀行

銀行に法的な拘束力はなく、あくまでも金融機関に自主的な順守を求めるとは、徐々にならざるを得ないが、その内容が浸透しつつあるといえる。

ガイドラインは、個

中小事業者が3要件のすべてを満たすのは容易ではないと言わざるを得ないが、ここ数年は要件を満たしているわけではないケースでも保証解除や新規の無保証

中小事業者が3要件のすべてを満たすのは容易ではないと言わざるを得ないが、ここ数年は要件を満たしているわけではないケースでも保証解除や新規の無保証

中小事業者が3要件のすべてを満たすのは容易ではないと言わざるを得ないが、ここ数年は要件を満たしているわけではないケースでも保証解除や新規の無保証

M & A 譲渡し情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW WEB制作 アプリ開発・システム開発	関東地方	1億円～2億円	応相談
訪問リハビリマッサージ	南関東	5,000万円～1億円	応相談
病院・クリニック	群馬	5,000万円	応相談
老舗産業器具の運搬 及び設置企業	北関東	1億円～2億円	応相談
建設業	北関東	2億円～3億円	応相談
機械工具販売卸売	関東地方	3億円～5億円	応相談
精密板金加工	関東地方	3億円～5億円	応相談
金属加工企業	関東地方	2億円～3億円	応相談
警備業	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
食品加工機械の 企画・設計・販売	関東地方	2億円～3億円	応相談